

## 土木技術における官民の考え方の相違についての一私見

滝 山 養\*

科学というものは真理にもとづき答は一つとされている。ところが、経済に密着する技術、なかでも公共性の強い土木技術については、官界と民間の間の考え方に著しい相違がある。この問題は土木学会としても軽視できない事柄と考えられるので、この点に触れて見たい。

第一に経済に対する観念が違うということである。民間の工事は企業の採算の立場から、投資を経済的に生かすという観点に立っている。ところが官庁の工事は予算化するまでは経済性の理論づけはするが、実施にあたっては予算を消化するという観念が強い。したがって官庁工事では工期内に予算を使えばよく、でき上がった部分が生かされなくても、余り問題とされない。資金は民間の場合は銀行融資・社債などすべて利子のかかる生きた金に依存している。これに対し官庁の資金は税金や公債で賄われるが、運用の過程で金利のことは配慮されていない。したがって、官庁工事では金利の勘定がないので、厳格な意味の原価は理解されない。設計や施工上の安全の問題については、民間の場合経済を重視し、ときには安全をぎりぎりの線まで下げることがあるが、官庁の場合は安全を第一とし、そのためにはいかに金をかけても止むを得ないとする場合が多い。建設業者やコンサルタントの選択については民間工事の場合は実益を重んじ特命や設計をも含めた比較による随時契約が行なわれることが多い。ところが官庁工事の場合は、公平の原則に立って、公入札または指名競争入札制度をとっている。

第二に権威に対する考え方が根本的に違っていることである。民間企業者は建設業者やコンサルタントの技術を信頼し、責任を持たせ、対等の立場を認めてくれるがこれに反し官庁企業者はみずからの権威を保持し、技術の主体制を強調しようと努める。設計と施工は、民間工事の場合、発注者の判断で分割することもあれば一貫発注することがあるが、官庁工事の場合、設計と施工とは完全に分離する建て前をとっている。前者は設計と施工のフィードバックの利点を認めるが、後者は紐つきは公平を害するという考えである。落札にあたっては民間工事の場合には業者の見積りに耳を傾けネゴによることが多い。これに対し官庁工事の場合には発注者の積算が絶対に正しいとし、形式は最低入札であるので、これに合

わさなければならぬ。契約の内容は、民間の場合、業者の責任施工とし、条件の変化に対しては両者で協議するという対等の立場をとっている。ところが官庁工事の場合、監督・認可・裁定という表現のもとに、技術上の決定権を発注者が握るという偏務的の条項が多い。このため、民間工事では施工技術については建設業者の業績がそのまま認められるが、官庁工事では、施工の業績は建設業者が蔭に隠れて発注者のものとして取り扱われるのが普通である。

第三は技術に対する評価の考え方の相違の点である。民間企業は技術開発の努力を高く評価し相当の代価を認めてくれるが、官庁は代償を払うことには躊躇する。したがって、民間ではパテントを尊重し、特命は常識とされているが、官庁ではパテントは迷惑がられ、パテントの伴う技術の採用は敬遠される。

民間の企業は、発注者も施工業者も企業防衛の観点から技術の秘密を尊び、公開を喜ばないが、官庁の発注者は開放的で、技術の公開を要求するのが常である。

土木学会の会員の構成を見ると、大部分は官公史か公益的大企業在籍者である。多数の学卒を擁してはいるが建設業在籍者が少ないのは、学会の中心が大学と官界に偏していることにもよるが、官民の間に考え方の相違が著しいため学会への関心が薄いためと思う。

土木学会誌の記事がほとんど公共事業か公益事業に関するもので占められ、民間企業の記事が少ないのは前述のごとく官庁の技術が開放的であるが、民間の技術が閉ざ的であるためであると思われる。また、工事報告の記事のほとんどが建設業の技術者によらず、発注者側の技術者によって記述されているのは前述の官庁企業者の技術の主体意識によるものと判断される。もし、学会が契約の偏務や技術の評価に対し、中正な論評を取り上げるならば、業界の土木学会に対する態度は変わってくるであろう。また、技術の評価が適当に認められ、パテントが合理的に公開されるならば民間工事の技術内容が土木学会誌に多く発表されることになる。さらに、官庁工事の施工に関する技術が業者の発意による場合、建設業の技術者によって発表されるようになれば、多数の業界の技術者が学会誌に興味と関心を寄せ、入会者が増加するであろうことを疑わない。(1971.12.16・受付)

\* 正会員 工博 鹿島建設(株)専務取締役